

特定非営利活動法人コンソーシアム TIES

会 員 規 程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人コンソーシアム TIES（以下、本法人という。）の定款第3章に規定する会員について必要な事項を定める。

(会員の範囲と義務)

第2条 本法人の会員は、本法人の定款第6条に定めるとおり以下の2種とし、会員は定款第8条に定めるとおり、この規程第3条の会費を納入しなければならない。

- (1) 正会員 本法人の目的に賛同して入会した個人及び団体。
- (2) 賛助会員 本法人の目的に賛同し事業を賛助するため入会した個人及び団体。

(入会金及び会費)

第3条 入会金と会費は次の通りとする。

入会金

すべての会員種別で入会金は無料とする。

会費

正会員（団体）	年会費	3万円
正会員（個人）	年会費	3千円
賛助会員（団体）一口あたり	年会費	3万円
賛助会員（個人）一口あたり	年会費	3千円

上記の会費の改訂については平成27年度から施行するものとするが、施行日以前に入会している正会員（団体）については、平成30年度までは従来どおりの会費とし、平成31年度からは上記の改定額とする。

(会費の納入)

第4条 会員は、毎年当該年度の会費を年度当初に納入するものとする。ただし、年度内の途中で新たに入会した会員は、該当年度の会費を入会の際に納入するものとする。

(会員の資格の喪失)

第5条 定款第9条に定めるとおりとする。

(退会)

第6条 定款第10条に定めるとおりとする。

(除名)

第7条 定款第11条に定めるとおりとする。

(抛出金品の不返還)

第8条 定款第12条に定めるとおりとする。

(会員の特典)

第9条 会員は、以下に掲げる特典を受けることができる。

- (1) 正会員、賛助会員は、本法人が主催する行事や講習会、研究会に関する情報の提供を受け、会員価格で参加することができる。
- (2) 正会員及び賛助会員は、本法人が実施・作成するアンケート調査や資料、マニュアル、FAQ等を無料で閲覧することができる。
- (3) 正会員は、本法人の総会において、団体も個人も各1票の表決権を有すものとする。

特典の内容	正会員	賛助会員
本法人が主催する行事や講習会、研究会に関する情報の提供を受け、会員価格で参加することができる。	○	○
本法人が主催するアンケート調査や資料、マニュアル、FAQ等を無料で閲覧することができる。	○	○
総会の議決権	○	×

(入会の方法)

第10条 本法人への入会にあたっては、定款及び本規程を承認の上、理事長が別に定める入会申込書、あるいは本法人のホームページより理事長に入会を申し込み、あわせて会費を納入するものとする。会費の納入確認をもって正式に本法人の会員となるものとする。

(会員情報の変更)

第11条 会員は、住所その他、本法人への届出内容に変更があった場合には、速やかに所定の様式によりその変更を本法人に提出するものとする。

(規程の変更)

第12条 この規程は、総会の議決によって変更することができる。

(附則)

この規程は、平成18年7月8日から適用する。

(附則)

この規程は平成26年6月14日改正、平成26年6月14日から施行する。